

# 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の策定について

2017年 1月13日  
文部科学省・経済産業省

# 「組織」対「組織」の本格的な共同研究に向けて

- 企業による大学とのオープンイノベーションの加速への期待は、経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（平成28年2月16日）によって明確化。
- 安倍総理から、第5回「未来投資に向けた官民対話」(平成28年4月12日)にて、次の発言あり。「我が国の大学は、生まれ変わる。産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍にふやすことを目指す。」
- 昨年7月、産学官の対話の場として、文部科学省と経済産業省が共同で「イノベーション促進産学官対話会議」を設置し、同年11月30日に、産業界から見た、大学・研究開発法人が産学連携機能を強化するうえでの課題とそれに対する処方箋をまとめたガイドラインを策定。

産業界



産学官連携による  
共同研究強化のための  
ガイドラインの策定



大学・研究

- イノベーション経営への取組
- 大企業とベンチャーの連携



- 「組織対組織」の産学連携体制の構築
- イノベーション創出人材育成

イノベーション促進産学官対話会議

イノベーション促進のために求められる産学官  
それぞれの役割や具体的な対応を検討

産学官連携深化WG

産学官連携による共同研究強化のための  
ガイドラインの検討・作成

文部科学省・経済産業省が、大学等の各種経営課題について  
検討した成果を集大成したもの

## 産学官連携による共同研究強化のための ガイドラインの構成

1. 全ての大学・研究法人に期待される機能	
1) 本部機能	組織的な連携体制の構築
	企画・マネジメント機能の確立
2) 資金	費用負担の適正化・管理業務の高度化
	知的財産の活用に向けたマネジメント強化
3) 知	リスクマネジメント強化
	クロスアポイントメント制度の促進
4) 人材	クロスアポイントメント制度の促進
2. 将来的に改革を要する点	
1) 資金	大学等の財務基盤の強化
2) 知	知的資産マネジメントの高度化
3) 人材	産学連携が進む人事評価制度改革

# 産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインのポイント

## これまで

### 産学連携本部機能の強化

大学の産学連携機能は旧態依然としており、個人同士の繋がりによる小規模な共同研究が中心。

### 資金の好循環

大学側で共同研究の適切な費用算定がされないため、大型の共同研究を進めれば進めるほど、費用の不足が高じてしまい、大学経営に悪影響を及ぼす可能性。

### 知の好循環

大学の知的財産マネジメントにおいて、企業の事業戦略の複雑化・多様化に対応できていない。

「組織」対「組織」の共同研究により生じる多様なリスクに対するマネジメントが不十分。

### 人材の好循環

イノベーション創出に向けた大学、企業等の組織の壁を越えた、人材の流動化がまだ限定的。

## ガイドラインのポイント

産学連携本部において部局横断的な共同研究を企画・マネジメントできる体制を構築し、具体的な目標・計画を策定。同時に、具体的な取組例を提示。

費用の積算根拠を示し、共同研究の進捗・成果の報告等のマネジメント力を高めることを前提に、人件費（相当額、学生人件費を含む）、必要な間接経費、将来の産学官連携活動の発展に向けた戦略的産学連携経費を積算することにより、適正な共同研究の対価を設定。

非競争領域の知的財産権を中核機関に蓄積する、共同研究の成果の取扱いを総合的な視点で検討するなど、高度な知的財産マネジメントを実施。

産学官連携リスクマネジメントを一層高度化させ、産学官連携が萎縮することを防ぐとともに、産学官連携活動を加速化しやすい環境を醸成。

産学官連携の促進を目的とした大学・研究と企業間によるクロスアポイントメント制度の促進と大学・研究の人事評価制度改革を促進。

## ガイドラインの実効性確保に向けて

2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を3倍とする政府目標を実現するために極めて重要であり、政府としても集中的に取り組む。そこで、具体的方策として以下の4方向による取組を進めていく。

### ①具体的な共同研究等のプロジェクト支援

○共同研究の形成については一元的には企業と大学・国立研究開発法人との自由に基づく契約事項にて進めて行くものであるが、政府においてもガイドラインの精神・内容を踏まえた各種研究開発・実証事業等の取組を通じて共同研究の形成を支援していく。

### ②大学・国立研究開発法人におけるイノベーション経営人材の育成や運用改善への支援

○大学におけるイノベーション経営人材の育成等の支援や、大学・国立研究開発法人の運用に係る明確な理解の促進(例えば、政府におけるガイドラインの周知活動、大学の運用において出来ること出来ないことを明示したホワイトリストの提示、担当窓口の明確化など)を進めていく。

### ③ガイドラインに基づく大学・国立研究開発法人の取組成果に対するインセンティブ付与

○政府として、ガイドラインに基づく先進的な取組を加速する観点から、公的資金等の活用も含め適切にインセンティブ付与を行っていくことが肝要である。

○ガイドラインに基づく大学・国立研究開発法人での取組状況を踏まえ、先進的な大学・国立研究開発法人に対して、産業界の投資を誘引していく仕組みを、政府として着実に構築していく。

### ④ガイドラインを踏まえた大学の取組の評価

○国立大学法人運営費交付金の3つの重点支援の枠組みによる配分に当たっては、各大学が設定した産学連携の目標の取組状況も踏まえて重点配分されているが、毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たっても、ガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価において、優れた点や注目される点を抽出する際の参照すべき取組の例として活用する。  
○指定国立大学法人においては、大学間及び大学と企業・研究機関等の共創の場の構築・深化が求められていることから、その指定に際しても、ガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはされる計画となっているかを十分に踏まえるものとする。

## 今後さらに検討すべき事項

産学官連携深化ワーキンググループにおいて問題提起があり、政府として、今後さらにより詳細な検討が必要となる事項は以下のとおりである。

### ①研究成果の適切な保護・活用に向けた知的財産予算の確保

○大学において研究成果を適切に保護・活用していくためには、公的研究費の事業期間が終了した後、共同研究／社会実装が開始する前の段階における知的財産予算の確保が課題となっている。当該課題を解決するためには、例えば、公的研究費の事業期間終了後、研究成果である特許の権利化まで、公的研究費で支援すること、共同研究／社会実装に繋がる可能性のある特許を、競争的資金の間接経費の所定割合や企業との共同研究の戦略的産学連携経費を用い、共同研究／社会実装まで維持することなどが選択肢として考えられる。

○今後、大学における知的財産経費の実態調査、必要な知的財産経費の算定等に基づいて、適切な知的財産予算確保の在り方について産学官で検討を行うことが必要となる。

○公的研究開発資金の支援等により生まれた将来の産業構造の変革の鍵となるような協調領域に属する技術シーズの知的財産の維持については、技術シーズを持つ各大学の財政負担に依存するのではなく、将来の研究成果の社会実装により便益を受けることが想定される企業群が、コンソーシアムを構成し維持費を分担するような知的財産維持の枠組みづくりも必要と考えられ、政府内のしかるべき場でそのような知的財産活用エコシステムの構築に向けた検討を産学官で進めていくことも重要と考えられる。

### ②クロスアポイントメント制度の促進

○ガイドラインに基づき実施された先進的な実施例、企業・大学それぞれのニーズ等から、適切なマネジメントに向けた検討の方向性を整理し、新たにクロアポイントメント制度を構築する大学・国立研究開発法人が参考となるような実施例を取りまとめ、提供する。

○特に、現在、実施例のない大学から企業へのクロスアポイントメントについては、企業、大学、研究者それぞれのメリット、インセンティブの設定も含め、運用上の課題及び解決方策を明確にし、大学・国立研究開発法人が実施しやすい環境の醸成を行う。